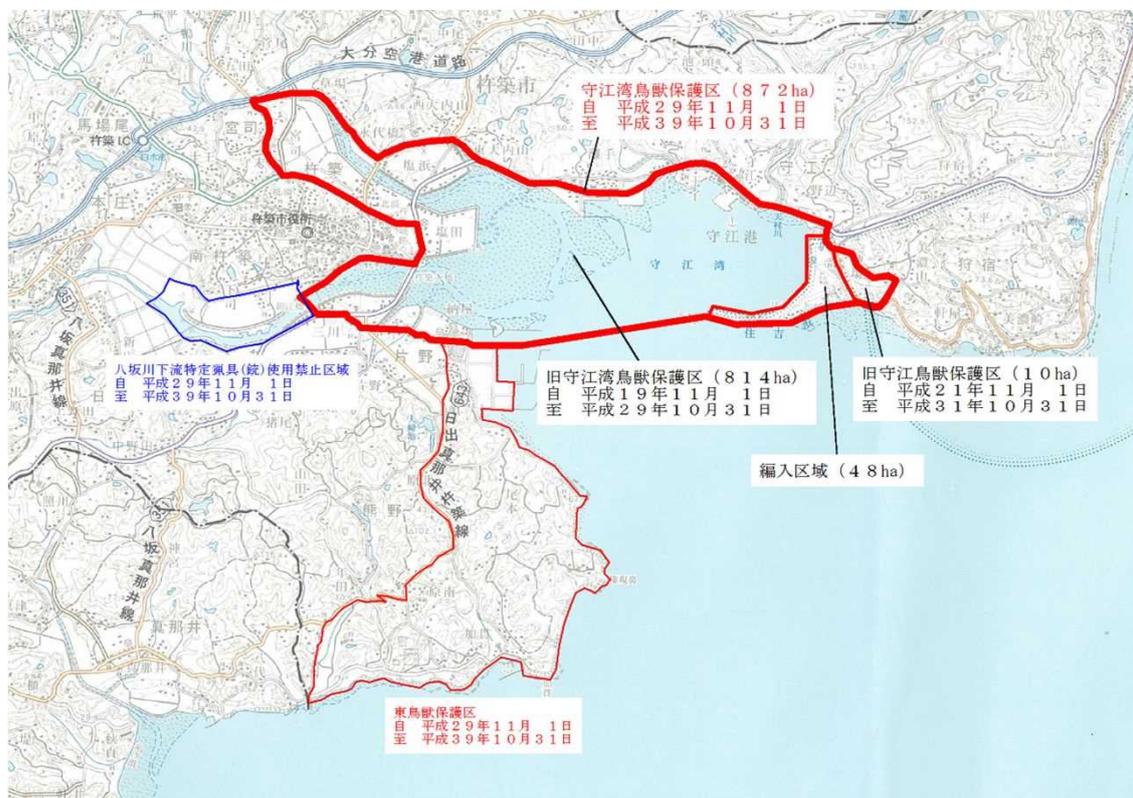


## 平成 29 年度第 1 回環境審議会鳥獣部会の開催状況

- 1 日 時：平成 29 年 10 月 2 日（月） 13：21～13：58
- 2 場 所：大分県市町村会館 6 階 62 会議室
- 3 出席者：委員 6 名（7 人中 1 人欠席）、事務局 3 名
- 4 議 題①：守江湾鳥獣保護区（杵築市）の指定について
  - (1) 目的：守江湾鳥獣保護区とこれに近接する守江鳥獣保護区を合併拡大して指定し、水鳥類等の渡り鳥の集団渡来地として保護するため。
  - (2) 指定期間：平成 29 年 11 月 1 日～平成 39 年 10 月 31 日（10 年間）
  - (3) 面積：872 ha
  - (4) 指定区域：杵築市南部に位置する守江湾を含む区域



議題 ②：青少年の森鳥獣保護区特別保護地区（大分市）の指定について

- (1) 目的：市街地に隣接しているにもかかわらず、落葉広葉樹及び常緑広葉樹の森林と針葉樹林が混在した豊かな自然環境の中でメジロやキジなど身近な鳥獣が多く生息するため
- (2) 指定期間：平成29年11月1日～平成39年10月31日（10年間）
- (3) 面積：158ha
- (4) 指定区域：県民の森の青少年の森ゾーンを中心とした大分市の西部に位置する森林

議題 ③：鶴御崎鳥獣保護区特別保護地区（佐伯市）の指定について

- (1) 目的：主に自生するウバメガシ等の広葉樹形成される大変貴重な鳥獣の生息地であり、渡り鳥の中継地としても大変重要なため
- (2) 指定期間：平成29年11月1日～平成39年10月31日（10年間）
- (3) 面積：95ha
- (4) 指定区域：佐伯市鶴見・米水津の最東端で、九州の最東端でもある半島

5 審議結果：第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく、鳥獣保護区1カ所の指定（拡大）、特別保護地区2カ所の指定について審議が行われ、原案どおり承認された。

